

都の防災対策の取組状況について

- ◎ 都は、これまでも、首都直下地震などに備えた防災対策を進めるとともに、東日本大震災を踏まえた防災力の強化に取り組んできた。
- ◎ 今回の被害想定では、震度6強以上のエリアが広がる中、被害の拡大を防いでいるのは、耐震化・不燃化などこれまでの防災対策の成果であると考えられる。引き続き、こうした対策を推進するとともに、自助・共助の取組の強化を図り、さらなる減災を進めていく。

○ 耐震化の推進

◆ 震度6強以上の範囲が広がることから、建築物の耐震化が重要

- ＜現状＞
- ・普及啓発や情報提供、区市町村や関係団体との連携、助成等の施策により耐震化を促進
 - ・住宅の耐震化率 76.3%（平成17年度）は 81.2%（平成22年度）へ改善（目標：平成27年度までに90%）
 - ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を強力に進めるため、耐震診断を義務付ける耐震化推進条例を制定（平成23年3月）
- ＜主な対策＞ **耐震改修促進計画（平成24年3月改定）に基づく耐震化促進**
- ・区市町村の取組への支援、リフォーム工事との連携などにより、住宅の耐震化率を平成32年度までに95%
 - ・法に基づく指導・指示等により、大規模な百貨店・ホテル等の耐震化率を平成27年度までに100%
 - ・緊急輸送道路沿道建築物については、耐震診断の義務化の施行（平成24年4月）等により、平成27年度までに耐震化率を100%
 - ・都独自の耐震マークの普及等により耐震化を促進

○ 津波対策

◆ 大きな被害は生じないと想定されるが、万が一への備えが重要

- ＜現状＞
- ・東京湾の沿岸部や低地帯において、伊勢湾台風級の高潮に対応する防潮堤等を整備（T.P.3.5m以上の高さがあり、津波・高潮を防御可能）
 - ・津波・高潮などの発災時には遠隔操作等により水門を開閉
- ＜主な対策＞ **水門・堤防などの耐震化等の推進**
- ・水門、排水機場等の耐震・耐水対策の推進や河川、海岸の堤防等の耐震化を推進
 - ・高潮対策センターの二拠点化により相互バックアップを図るなど、発災時における水門の操作機能を強化

○ 木造住宅密集地域の整備

◆ 木密地域の建物倒壊や焼失などによる被害を防ぐことが重要

- ＜現状＞
- ・山手線外周部から環状7号線沿いに老朽化した木造住宅が密集
 - ・木造住宅密集地域（約16,000ha）のうち、整備地域（約7,000ha）、さらに重点整備地域（約2,400ha）を定め、不燃化・耐震化を推進
 - ・平成18年までに不燃領域率は約56%に向上したが、さらなる取組が必要
- ＜主な対策＞ **木密地域不燃化10年プロジェクトの推進**
- ・木密地域（整備地域）において、延焼による焼失ゼロ（不燃領域率70%）の実現を目指し、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対して、特別の支援を行う新たな制度（不燃化特区）を構築し、市街地の不燃化を促進
 - ・木密地域（整備地域）において、早期に延焼遮断帯を形成する必要性のある主要な都市計画道路については、100%整備を目指し、路線を指定して関係権利者の生活再建等のための特別の支援を行う新たな制度（特定整備路線）を構築し、整備を加速

○ 自助・共助の強化

◆ 被害を最小限に抑えるためには、自助・共助の取組が重要

- ＜現状＞
- ・都内には、町会・自治会等を基礎にした約6700の防災市民組織が存在するが、防災市民組織の構成員の平均年齢が60歳以上の組織が全体の約半数を占めるなど、活動が停滞
 - ・東日本大震災時、多くの帰宅困難者の発生により、混乱が生じた。
- ＜主な対策＞ **防災隣組の構築**
- ・災害時における近隣住民の相互支援体制の構築など、地域特性に応じた意欲的な取組を行う団体を東京防災隣組として認定し、効果的な取組を他地域に波及
 - ・**帰宅困難者対策条例の制定（平成24年3月）**
 - ・条例に基づき、企業等の備蓄の確保を促進
 - ・国、自治体、事業者等からなる協議会において、発災時における一斉帰宅抑制のための「基本方針」を策定し、普及啓発